

【 検 査 】**５７４ 細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）（全身性エリテマトーデスの算定について**

《令和７年６月３０日》

○ 取扱い

次の場合の全身性エリテマトーデスに対するD257 細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）の算定は、原則として認められる。

- (1) 眼底疾患がある場合
- (2) ヒドロキシクロロキン硫酸塩製剤（プラケニル錠等）を投与している場合

○ 取扱いを作成した根拠等

全身性エリテマトーデスは、DNA－抗DNA抗体などの免疫複合体の組織沈着により生じる全身性炎症性病変を特徴とする自己免疫疾患で、眼症状として網膜の病変に伴う視力低下を生じることがある。

また、プラケニル錠の添付文書の効能・効果は「皮膚エリテマトーデス、全身性エリテマトーデス」であり、警告に「本剤の投与により、網膜症等の重篤な眼障害が発現することがある。網膜障害に関するリスクは用量に依存して大きくなり、また長期に服用される場合にも網膜障害発現の可能性が高くなる。このため、本剤の投与に際しては、網膜障害に対して十分に対応できる眼科医と連携のもとに使用し、本剤投与開始時並びに本剤投与中は定期的に眼科検査を実施すること」と記載されている。

細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）は、スリット状の細隙光を眼球にあて顕微鏡で立体的に組織断面を観察する検査で、前眼部（角膜から水晶体前面まで）と、散瞳して特殊レンズを併用することにより、後眼部（水晶体裏面から網膜まで）を観察することができるものである。

以上のことから、眼底疾患がある場合、ヒドロキシクロロキン硫酸塩製剤（プラケニル錠等）を投与している場合のD257 細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）の算定は、原則として認められると判断した。